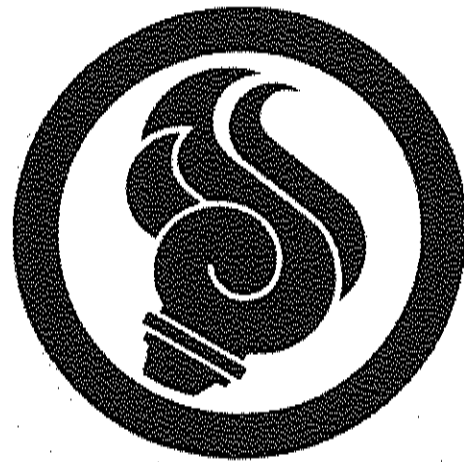


第79回国民体育大会
滋賀県開催準備委員会

第1回常任委員会

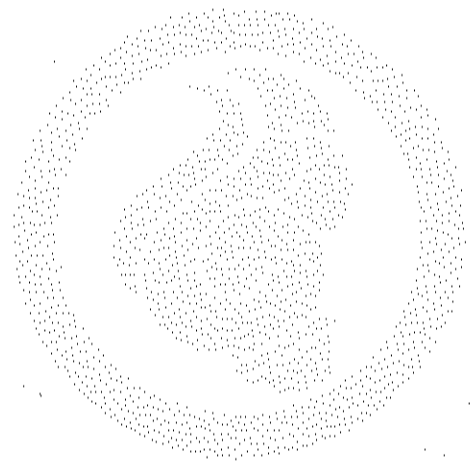


平成 25 年 10 月 31 日(木)
大津プリンスホテル

会大育新国国 9 7 5

会员登报本会刊报

会员登报本会刊报



会大育新国国 9 7 5

会员登报本会刊报

第79回国民体育大会滋賀県開催準備委員会 第1回常任委員会 次第

日 時：平成25年10月31日(木) 15:15～16:00

場 所：大津プリンスホテル コンベンションホール「淡海」2階

1 開 会

2 議 題

- ・ 第1号議案 第79回国民体育大会滋賀県開催準備委員会専門委員会設置規程(案)
- ・ 第2号議案 第79回国民体育大会会場地市町選定基本方針(案)
- ・ 第3号議案 第79回国民体育大会会場地市町選定基準(案)
- ・ 第4号議案 第79回国民体育大会主会場選定基準(案)
- ・ 第5号議案 第79回国民体育大会県および会場地市町の業務分担・経費負担基本方針(案)

3 閉 会

**第79回国民体育大会滋賀県開催準備委員会
第1回常任委員会 資料目次**

ページ

(第1号議案)	
○ 第79回国民体育大会滋賀県開催準備委員会専門委員会設置規程(案)	1
○ 【参考】専門委員会委員(案)	3
(第2号議案)	
○ 第79回国民体育大会会場地市町選定基本方針(案)	4
(第3号議案)	
○ 第79回国民体育大会会場地市町選定基準(案)	5
(第4号議案)	
○ 第79回国民体育大会主会場選定基準(案)	7
(第5号議案)	
○ 第79回国民体育大会県および会場地市町の業務分担 ・経費負担基本方針(案)	9

第79回国民体育大会滋賀県開催準備委員会 専門委員会設置規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、第79回国民体育大会滋賀県開催準備委員会会則第13条第4項の規定に基づき、専門委員会の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（専門委員会の種類等）

第2条 専門委員会の種類ならびに常任委員会からの付託事項および委任事項は、別表のとおりとする。

（役員）

第3条 専門委員会に次の役員を置く。

(1) 委員長 1名

(2) 副委員長 1名

2 委員長および副委員長は、専門委員（以下「委員」という。）の互選により選出する。

3 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、その職務を行う。

（会議）

第4条 専門委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 専門委員会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。

3 専門委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 専門委員会は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

（部会）

第5条 専門委員会は、運営上必要があるときは、部会を設けることができる。

2 部会の委員は、会長が委嘱する。

3 部会に関する事項は、委員長が定める。

（委任）

第6条 この規程に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会長の承認を得て別に定める。

附 則

この規程は、平成25年 月 日から施行する。

別表（第2条関係）

種 類	付 託 事 項	委 任 事 項
総務企画 専門委員会	1 総合的な計画の立案に関する こと。 2 会場地（開・閉会式場およ び陸上競技会場を除く。）の 選定に関すること。 3 県ならびに会場地市町の業 務分担および経費負担に関す ること。 4 競技施設の整備計画の立案 に関すること。 5 情報通信施設の整備計画の 立案に関すること。 6 他の専門委員会に属さない 重要な事項に関すること。	1 総合的な計画の推進に関す ること。 2 競技施設基準に関するこ と。 3 競技施設の整備計画の推進 に関すること。 4 情報通信施設の整備計画の 推進に関すること。 5 文化プログラムに関するこ と。 6 他の専門委員会に属さない 事項（重要な事項を除く。） に関すること。
主会場選定 専門委員会	開・閉会式場および陸上競技 会場の選定に関すること。	

【参考】 専門委員会委員 (案)

(総務企画専門委員会)

(主会場選定専門委員会)

選出区分	機関・団体名および役職名		選出区分	機関・団体名および役職名	
市町関係	滋賀県市長会	事務局長	スポーツ関係	公益財団法人 滋賀県体育協会	理事
	滋賀県町村会	事務局長		公益財団法人 滋賀県体育協会	理事
スポーツ関係	公益財団法人 滋賀県体育協会	常務理事		一般財団法人 滋賀陸上競技協会	専務理事
	滋賀県高等学校体育連盟	監事		滋賀県 レクリエーション協会	生涯スポーツ 推進部長
	滋賀県中学校体育連盟	副会長		滋賀県 障害者スポーツ協会	理事
	滋賀県 スポーツ推進委員協議会	理事	学校関係	県立高等学校	校長
	滋賀県 障害者スポーツ協会	理事	産業・経済 関係	公益社団法人びわこ ビジターズビューロー	専務理事
医療・福祉 関係	滋賀県健康推進員団体 連絡協議会	副会長	学識経験者	大阪大学大学院 工学研究科	准教授
産業・経済 関係	滋賀県商工会議所連合会	専務理事		人と防災未来センター	研究主幹
	滋賀県商工会連合会	専務理事		びわこ成蹊スポーツ大学 競技スポーツ学科	准教授
県関係	滋賀県 スポーツ推進審議会	委員	同志社大学 スポーツ健康科学部	教授	
	総合政策部企画調整課	課長	県関係	防災危機管理局	副局長
	総務部市町振興課	課長		商工観光労働部 観光交流局	副局長
	商工観光労働部 観光交流局	副局長		土木交通部都市計画課	課長
	教育委員会事務局 スポーツ健康課	課長		教育委員会事務局 スポーツ健康課	課長

第79回国民体育大会会場地市町選定基本方針（案）

第79回国民体育大会（以下「大会」という。）における会場地は、地方におけるスポーツの推進と地方文化の発展に寄与することを目的とする国民体育大会の趣旨および第79回国民体育大会開催基本方針に基づき、次のとおり選定する。

- 1 すべての市町において、正式競技、公開競技、デモンストレーションスポーツおよび特別競技のいずれかの競技のうち、最低1競技を開催することを原則とする。
- 2 同一競技は、同一市町で行うことを原則とするが、2市町以上で開催する場合は、可能な限り近隣市町で行うこととする。
- 3 会場の選定にあたっては、市町の開催希望、当該希望競技に係る各種競技会の開催実績ならびに開催準備、大会運営および大会後の地域振興に向けた考え方に加え、実施競技団体の意向、競技施設の状況、宿泊受入能力、交通の利便性等を考慮し、総合的に判断することとする。

第79回国民体育大会会場地市町選定基準（案）

第79回国民体育大会（以下「大会」という。）における会場地市町は、第79回国民体育大会会場地市町選定基本方針に基づき、次により選定する。

1 選定の対象

この基準により選定を行うのは、正式競技（陸上競技を除く。）と特別競技の会場地市町とする。

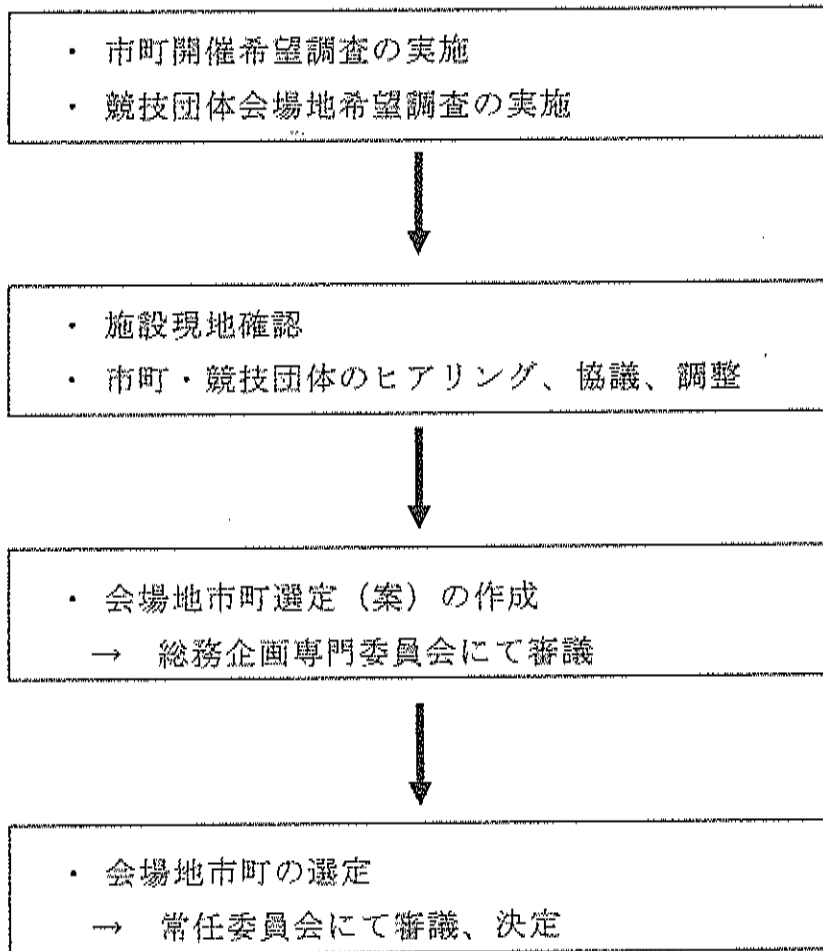
なお、陸上競技、公開競技、デモンストレーションスポーツおよび開・閉会式会場については、別途選定する。

2 選定の基準

次の基準により、総合的な判断、評価のもとに選定する。

- (1) 施設所有者の同意を前提として、市町の開催希望と競技団体の意向が原則として合致していること。
- (2) 同一競技を複数の市町に分けて実施する場合は、大会運営に支障をきたさないようにすること。
- (3) 特定の市町や施設に競技が集中しすぎないように、地域のバランスに配慮すること。
- (4) 会場は、原則として既存施設を活用する。施設の改修等が必要な場合には、大会開催後の有効活用を考慮するとともに、「国民体育大会開催基準要項細則（公益財団法人日本体育協会）」で定める施設基準（以下「施設基準」という。）を原則として満たすものとする。但し、施設基準については、対象となる施設の整備状況等を考慮した上で、弾力的な運用を関係機関に対して要請する。
- (5) 競技役員等の確保、付帯施設（観客席、駐車場、練習会場等）の整備、各種競技会の開催実績、地域住民のボランティアとしての参画など大会運営に必要な環境や体制が十分整えられること。
- (6) 選手・役員の手送および交通手段ならびに宿舎を確保できること。

3 選定の手続き(概要)



第79回国民体育大会主会場選定基準（案）

第79回国民体育大会（以下「大会」という。）における陸上競技会場および開・閉会式会場（以下「主会場」という。）は、第79回国民体育大会会場地市町選定基本方針に基づき、次のとおり選定する。

1 選定の基準

次の基準を基本に、原則として陸上競技および開・閉会式を同一会場で開催することを前提として、総合的な評価のもとに選定する。

（1）陸上競技会場

- ① 施設所有者の同意を前提として、会場地となる市町と競技団体の意向が原則として合致していること。
- ② 施設の改修等にあたっては、防災等多目的に使用できる施設とするなど、大会開催後の有効活用を考慮するとともに、「国民体育大会開催基準要項細則（公益財団法人日本体育協会）」で定める施設基準（以下「施設基準」という。）を原則として満たすものとする
こと。
但し、施設基準については、大会開催後の用途に応じた適正な規模を考慮したうえで、弾力的な運用を関係機関に対し要請する。
- ③ 競技役員等の確保、付帯施設（観客席、駐車場、練習会場等）の整備、地域住民のボランティアとしての参画など大会運営に必要な環境や体制が十分整えられること。
- ④ 選手・役員の手送および交通手段ならびに宿舎を確保できること。

（2）開・閉会式会場

- ① 会場地となる市町から開催に必要な協力が得られること。
- ② 会場は、原則として施設基準を満たすものであること。
なお、施設基準については、大会開催後の用途に応じた適正な規

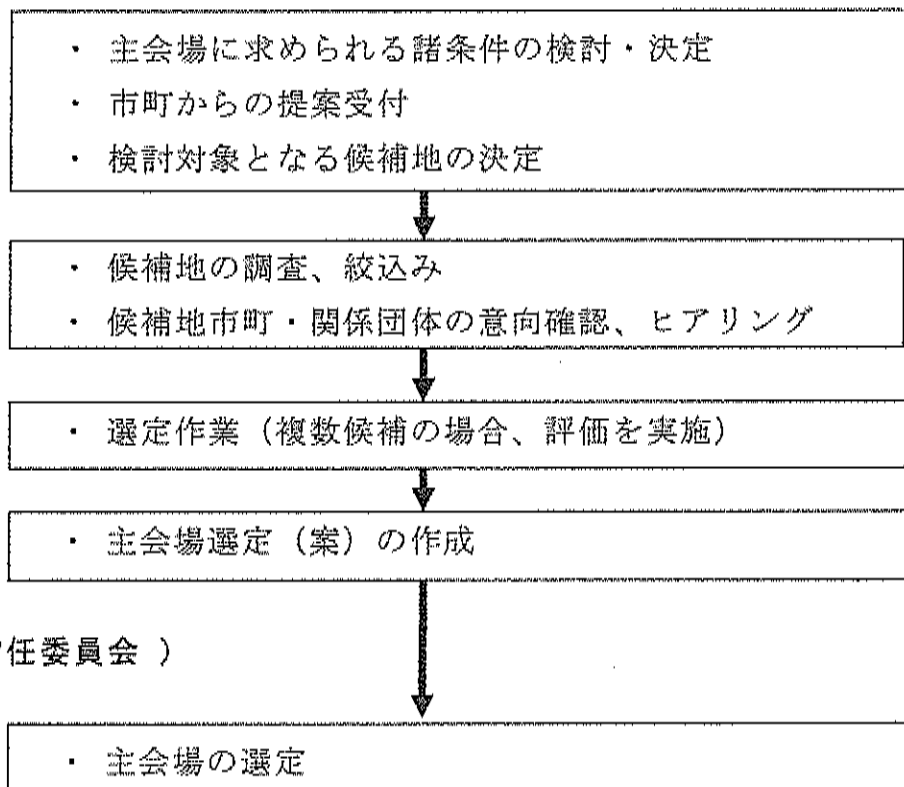
模を考慮したうえで、弾力的な運用を関係機関に対し要請する。

- ③ 会場周辺に駐車場等の用地や仮設テント等の設置スペースが十分確保できること。
- ④ 多数の参集者が集まることのできる輸送および交通手段が確保できること。

2 選定の手続き(概要)

主会場選定専門委員会において、以下の手続きを経て選定案を決定し、常任委員会において選定を行う。

(主会場選定専門委員会)



第79回国民体育大会県および会場地市町の 業務分担・経費負担基本方針（案）

第79回国民体育大会（以下「大会」という。）の開催にあたり、県および会場地市町は、次の基本方針に基づき業務を分担し、経費を負担するものとする。

1 県が担当する業務と負担する経費

- (1) 全県的な業務推進の基本となる計画の策定および当該計画の実施ならびに推進に必要な総合調整、連絡および指導に関する業務を担当し、経費を負担する。
- (2) 開・閉会式の実施、大会実施本部の運営等、全県的かつ総合的な大会の準備および運営に関する業務を担当し、経費を負担する。
- (3) 競技会場および練習会場となる県有の施設・設備の整備に関する業務を担当し、経費を負担する。

2 会場地市町が担当する業務と負担する経費

- (1) 競技会の会場地として必要な業務に係る計画の策定および当該計画の実施ならびに推進に必要な調査、連絡および調整に関する業務を担当し、経費を負担する。
- (2) 競技会の表彰式の実施、競技会実施本部の運営等、競技会実施の準備および運営に関する業務を担当し、経費を負担する。
- (3) 競技会場および練習会場となる市町有の施設・設備の整備に関する業務を担当し、経費を負担する。

3 業務分担・経費負担の細目

県ならびに会場地市町の業務分担および経費負担の細目については、別に定める。

<事 務 局>

滋賀県教育委員会事務局 スポーツ健康課国体準備室

〒520-0807 大津市松本1-2-1 大津合同庁舎 6 F

TEL :077-528-4622

FAX :077-528-4966

E-mail:kokutai@pref.shiga.lg.jp